

※駐車場に限りがありますので、できる限り公共交通機関などをご利用ください。

◆問い合わせ先
鳥取県弁護士会
☎ 0857・22・3912

※ただし、開催当日は、
鳥取地方裁判所米子支部
☎ 0859・22・2205
へお問い合わせください。

法務行政相談

鳥取地方法務局による法務行政相談です。

◆日時
10月3日(水) 10時〜15時

◆場所 米子市文化ホール
2階研修室2

◆問い合わせ先
鳥取地方法務局総務課
☎ 0857・22・2191

その他

八橋警察署協議会委員

地域に密着した警察行政を進めるために・・・
警察署協議会とは、警察が地

域住民の声に沿った活動を行う
目的で、法律に基づき、全国の
警察署に設置されている機関で
す。

八橋警察署協議会は、管内の
大山・琴浦両町から鳥取県公安
委員会により委嘱された6人の
委員で構成され、各委員は、地
域を代表して警察活動に関する
いろいろな提言を行います。

警察では、各委員からいただ
いた提言を参考にし、地域住民
の方と共通の問題意識を持ち、
地域に密着した活動を行って
います。

大山町の八橋警察署協議会委
員は、次の3人です。

- 松信多栄子さん(石井垣)
- 法橋誠一さん(御来屋)
- 大塚典子さん(神原)

10月1日から雇用保 険法が変わります

◆失業給付の受給資格要件の変
更
雇用保険の基本手当を受給す
るためには、週所定労働時間の
長短にかかわらず、原則、11日
以上勤務した月が12月必要にな

ります。
◆育児休業給付の給付率が上が
ります
平成19年3月31日以降に職場
復帰された方から平成22年3月
31日までに育児休業を開始され
た方を対象に、給付率が休業前
賃金の40%から50%に引き上げ
られます。

◆教育訓練給付の給付要件・内
容の変更
3年以上の被保険者期間が必
要である給付要件を、初回に限
り1年以上に緩和します。給付
率は20%、上限額は10万円に統
一します。

その他変更事項を含め、詳し
くは左記にお問い合わせくださ
い。
◆問い合わせ先
ハローワーク米子
☎ 0859・33・3911

終戦当時の引揚者の方へ 〜通貨・証券などを お返ししています〜

税関では、お預かりしている
次の通貨・証券などをお返しし
ています。

◆終戦後、外地から引き上げて
こられた方が、上陸港の税関、
海運局に預けられた通貨・証券
など

◆外地の集結地において総領事
館、日本人自治会などに預けら
れた通貨・証券などのうち日本
に返還されたもの

返還の申し出は、ご本人がば
りでなく、ご家族の方でも結構
です。お心当たりの方は、上陸
港を所轄する税関または境税関
支署へお問い合わせください。

◆問い合わせ先
境税関支署(境港港湾合同庁舎内)
☎ 0859・42・2228
FAX 0859・42・3893

特別弔慰金

特別弔慰金の請求はお済みで
すか？ 期限は、平成20年3月
31日です。

この期限を過ぎますと、法律
の規定により、特別弔慰金を受
ける権利が消滅します。

◆対象者
戦没者などの死亡当時のご遺
族で、平成17年4月1日におい

て、公務扶助料、遺族年金など
を受ける方がいない場合に、次
の順番による優先順位のご遺族
お一人に特別弔慰金が支給され
ます。

1. 弔慰金の受給権者
2. 戦没者などの子
3. ①父母②孫③祖父母④兄弟姉妹(戦没者などと生計関係を有していなかった方などは除きます)
4. 前記3以外の①父母②孫③祖父母④兄弟姉妹
5. 前記1から4以外の三親等内の親族(戦没者などの死亡時まで引き続き1年以上生計関係を有していた方に限りません)

◆給付内容
額面40万円、10年償還の記名
国債

◆請求窓口
福祉保健課または各支所福祉
課まで

◆問い合わせ先
福祉保健課
☎ 0859・54・5207
中山支所福祉課
☎ 0858・58・6112
大山支所福祉課
☎ 0859・53・3136